

平成 24 年度
10 月定期監査報告

平成 24 年 12 月 7 日

独立行政法人 放射線医学総合研究所

監事 野家 彰

監事 有澤正俊

平成 24 年 10 月定期監査報告

- 1 監査の種類 定期監査（平成 24 年 10 月）
- 2 監査の実施日 平成 24 年 10 月 30 日、11 月 1 日
- 3 監査対象

平成 24 年度上期の業務進捗状況等に係わる監査

4 監査対象部門

企画部、総務部、安全・施設部（施設課所管部分）

5 監査立合者職位氏名

- ①企画部：石田企画部長、鵜澤企画課長、上野研究推進課長
- ②総務部：加藤人事課長、木曾契約課長
- ③研究基盤センター安全・施設部：桜井次長

6 監査重点項目

平成 24 年度業務実績のうち、9 月監査で実施した各研究センターのマネジメント以外の総務、企画、施設管理に係わるもの

7 監査結果

今次監査においては、総務部、企画部、安全・施設部施設課における平成 24 年度上期業務実績に関し、6 に掲げた項目に関し、各部の課長から説明の聴取及び提出資料に基づいて、監査を実施した。

平成 23 年度においては、東京電力福島第 1 原子力発電所事故への対応に全力を傾注したこともあって上期の事業の進捗が遅れ気味に推移したが、今年度においてはほぼ計画通りに事業が進捗していることを確認した。

この監事監査の過程で気づいた点については別紙で述べる。

(別紙)

(1) 人事

○削減対象人件費の平成 24 年度の目標額は、平成 23 年度目標額 3,131 百万円から 1%削減した額に人事院勧告分 $\Delta 0.23\%$ と給与減額特例分 ($\Delta 7.8\%$) の補正額を考慮し、2,851 百万円であり、現在の見込ではやや超過となっている。(特別会計分含まず) 途中退職や新規雇用の抑制等により年度末では目標達成は可能と見込まれるものの、余裕はなくなっている。人件費削減についての国の方針は当面変更がないと見込まれ、人件費削減が今後も継続されると考えると、一層の業務効率化に取り組む必要がある。すでに、業務効率化のためのプロジェクトチームが設置され、総務課が主体となって検討が進められているようであり、成果を期待したい。

来年 4 月からは改正労働契約法が施行され、有期労働に係る雇用条件が大きく変わることを踏まえ、これへの対応方針及び平成 25 年度の契約条件の改正については、職員過半数代表者との話し合いを経て、年内に結論を得ることが望ましい。

また、新規雇用の抑制を当面継続せざるを得ないこと、改正労働契約法による任期制職員の取扱いの変化を考えると、所として蓄積しておくべき知識・技術等を踏まえた長期的人事計画が一層重要になると考えられ、技術育成・継承委員会での検討を踏まえながら準備を進める必要がある。

○定年制事務職員については、放医研の事務運営及び研究支援全般に係る知識と経験をもって、研究所の運営事務の中核を担うべき存在と位置づけ、「定年制事務職の採用・育成方針について」を定めるとともに、11 月から「定年制事務職・若手職員勉強会」を開催することが計画されている。これは定年制事務職員のキャリア形成、育成プログラムの一環として、特に若手職員を対象に、研究所の喫緊の諸課題等について知見を得るとともに、若手職員相互の業務等に係る意見交換の機会を設けるものであり、こういった育成に向けての取組みは高く評価できる。ぜひこの取組みを所として定着させるとともに、講師として他の研究開発法人の事務担当役職員を招くなど、カリキュラムの充実も着実に図って欲しいところである。

(2) 契約

○競争性のない随意契約比率では平成 24 年度上期では 257 件中 12 件、3,184 百万円中 176 百万円であり、件数にして 4.7%、額にして 5.5%である。23 年度上期の実績は件数の 12.3%、金額にして 6.2%であったので若干の改善は見られる。

平成 24 年度上期の随意契約案件は、上下水道料金、電話料金、複数年を前提としてのリ

ースまたは再リース契約、PET-CT用X線管球の交換などの緊急性の高い交換修理であり、これ以上の削減は困難であったと考えられる。

○一者応札率は245件中148件、3,007百万円中2,356百万円であり、件数の60.7%、金額にして78.4%であった。23年度上期の実績では、件数にして60.2%、金額にして80.1%であり、ほぼ横ばいとなっている。

○2回連続一者応札については、平成24年度上期の実績で、一者応札件数148件中66件、2,356百万円中1,548百万円であり、件数にして44.6%、金額にして65.7%である。平成23年度上期実績では、件数の50.6%、金額の41%である。件数において若干の改善が見られる。この2回連続一者応札のほとんどは年間契約によるもので年間契約以外のものについては、件数にして4.1%（平成23年度上期実績では6.4%）、金額にして2.5%（平成23年度上期実績では1.0%）にすぎない。

一者応札については研究の継続性の観点から同一のものを調達せざるを得ない、外国からの調達で代理店が決まっている、あるいは特定の機器設備・ソフトウェアの保守・改良など当該機器等の供給メーカーでなければ行えないなどの理由によりやむを得ないものが多い。

平成24年度上期には、参加者確認公募制度を導入し6件に適用したところ。また外部向けHP「入札公告」へのRSS機能追加を行い、登録希望者への更新情報の自動配信による入札情報の提供を開始したところである。

また、契約課においては類似の商品、サービスを提供する企業への働きかけを行い、入札事前説明会へ出席し、あるいは入札説明書の交付を受けたが入札に参加しなかった企業に対しては、入札に参加しなかった理由を聴取し、その結果を決裁書類に残すという取組みを組織的に行い始めているところである。（例えば、予定納期に間に合わせることに自信がないことから入札を見送ったというケースも散見されるところであり、時間的な余裕をもって納期を設定すれば、さらに入札の参加する企業を増やせる可能性があるといった改善につながる情報を得ることができる。）

研究機関としての調達の特殊性から、一者応札率を劇的に下げることは難しいが、上のような取組みを続け、少しずつでも改善を図るとともに、かりに実績として高い数値が出た場合であっても、その理由について対外的に自信をもって説明できるよう、関係者の一層の努力を期待する。

(3) 施設

○平成 24 年度上期では、新研修棟（仮称）の建設、緊急時ヘリポート建設、環境動態研究施設（仮称）建設と施設整備 3 件を抱え、業務量が増大している。このため、新研修棟については監督補助業務を設計会社に委託しサポートを受けているところである。それでも月 50 時間の超過勤務が数名いるなど、職員の健康管理に注意が必要と考えられる。

○環境動態研究施設については、5 月中旬の入札・開札において不調に終わった。これは建物の面積を応札者が過大に計画したこともあったが、ユーザーが多組織にまたがること、RI 棟の建替の要素も含むことなどから、事前に十分な仕様調整が行われなかったことも一因である。このため、入札が不調に終わったあと、研究担当理事の下、ワーキング・グループを組織し、機能・規模縮小等について検討することとなった。8 月にはここでの検討をもとに、環境動態研究施設（仮称）設計建設部会を設置し、基本設計、詳細設計、建設状況等を適宜経営陣に報告する体制が整えられたところである。

今後はこの部会を活用し、ユーザー間の情報共有を図りつつ、所要の調整を効率的、効果的に行っていくことを期待する。

しかし、環境動態研究施設は、完成後は福島復興支援本部と分子イメージング研究センターが主ユーザーとなるものであり、あらかじめその管理・運営責任体制も検討していく必要がある。たとえば、環境動態研究施設においては課金制度の導入が予定されており、その実行に誰が責任を持つのか、施設単独で光熱水料等の管理ができることになるが、その削減等を誰が責任をもって実行するのか。現状のままでは両センターともあくまでユーザーの位置付けで施設の運営管理に責任をもつものとは認識していないようであり、また安全・施設部は建物の建設、施設の維持管理までは責任を負うが運営管理は別であるとの認識のようである。このため、運営管理体制と課金制度等新しい制度の運営の仕組みについても責任者を定め、検討のための部会等を設けることについて、考えておく必要がある。

○光熱水料の執行状況については、契約電力の引き下げにより約 30 百万円の削減ができたが、8 月 1 日からの再生可能エネルギー発電促進賦課金の適用、燃料調整費の増、また昨年の地震により停止していたビーム発生装置の運転再開等電力使用量の増加等により、全体では 23 年度に比べ 88 百万円の増加見込み。一方、ガス、上下水道、燃料費、通信費については、夏場の冷房熱源をガスから電気に切り替えたことや契約の見直し等により全体で約 50 百万円の削減が見込まれ、光熱水量全体では平成 24 年度で 36 百万円の増加の見込みである。

○25 年度には電気、ガスについて新しい 3 年契約の締結予定であり、電気料金の値上げ、新研修棟等の運転開始等による使用電力量、契約電力の増により電気料金は約 151 百万円の増の見込み。またガスについても年間使用量増により 22 百万円増加の見込みであり、光熱水料全体で 172 百万円の増となる。

○これらの光熱水料の増加は契約の変更等に伴うもので避けがたいものであり、予算全体

に削減傾向が続く中でどうこれを吸収するか、やめるべき事業の洗い出しと業務効率化の中で考えていく必要がある。

(4) 企画

○近年、科学技術政策において+「イノベーション」が求められており、これまでどちらかといえば論文数、特許数など「量」に重きを置かれていた研究成果に、どれだけ社会に還元できたかという「質」が重視されるようになってきている。特許についても、特許出願を厳選し、発明の市場性等を評価して真に有用なものに力を集中し、実施化を促進しようという発想になっている。

○平成24年度上期の特許出願件数は27件であった。また国際特許13件を出願した。所内で特許出願の申請があったのは内外あわせて41件であり、その差は2件を1件に統合したものであって市場性等の評価の上、特許出願が見送られたものではない。23年度に策定した特許の厳選の出願ガイドラインに基づく出願前の先行技術文献調査の結果反映は、現在までのところ、発明者へのフィードバックと出願のクオリティアップに留まっている。これまで担当していた者が退職し、人員が不足している状況で、難しいところもあるが、担当者の研修や外部機関の活用等を通じ、力を徐々にでもつけていくことを期待する。

なお、個別の特許出願案件毎に外部機関を活用するだけでなく、例えば、すでに研究所が保有している特許全体について、市場性や有用性の評価等を外部コンサルタント等に委託して調査をやってもらうことも考えてはどうか。その作業に職員も係わることで、評価のノウハウを学んでもらうといった効果も期待できる。このようなソフト的な調査研究にも管理部門の強化の一環として取り組むことを期待したい。

5月の監事監査において、審査請求に関しては出願の時に行われている厳密な評価がないことを指摘したところ、平成24年度上期では、審査請求の期限の近い出願について、先行技術文献調査、実施契約の見込、自己実施の有無等を判断材料として審査請求を行うか否かの検討を行っているとの説明を受けた。

研究成果の実施促進のための措置としては研究成果展示会への参加等が行われ、ラジプローブの実施許諾が行われているが、保有特許の実施促進のための施策として新規に検討されているものはないようである。限られた人員の下で難しい面はあるものの、他機関との連携などを通じ、効果的な研究成果活用の促進に向けて一層の努力を期待したい。